

宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業の附帯事業（用地活用業務）における基準貸付料の公表

令和8年9月

宮崎県県土整備部建築住宅課

宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業において、附帯事業として実施を予定している用地活用業務に係る基準貸付料について、以下のとおり公表します。

基準貸付料：1,200 円／㎡・年

- ・本基準貸付料は、普通財産（土地及び建物）の貸付料算定要領（昭和 61 年 4 月 1 日総務部財産総合管理課）に基づき、鑑定評価を基に算定しており、国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号）に基づく交付金相当額を含む。
- ・事業用定期借地権契約前に事業者の提案を踏まえた鑑定評価を行い、その結果を踏まえた協議を行い、貸付料を決定する。
- ・貸付料は、固定資産税評価額の改定を踏まえ、3 年ごとに改定することを原則とする。
- ・支払い条件等は、入札公告時に示す。